

## 「オフサイト検査モニター」の集計結果について

### 概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。  
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 23 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

### アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。  
＜アンケート①＞ 検査執行状況等に関する事項  
＜アンケート②＞ 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率  
＜アンケート①＞  
対象先: 227 先 (23 年 7 月以降 24 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)  
回収率: 93.4% (212 先)  
＜アンケート②＞  
対象先: 252 先 (23 年 7 月以降 24 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)  
回収率: 90.1% (227 先)

### アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする割合が 65.0%(昨年 71.7%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 33.3%(同 26.6%)となり、「1(妥当)」とする割合は、昨年に比べやや減少しました。

ただし、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合は 98.3%(昨年 98.3%)と、昨年と同じ水準であり、また、98%を超えていることを勘案すると、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

## アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 29 項目のうち 27 項目で、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目について、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

### ◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 8.5%

金融機関から、検査の時期が決算期末や年末・年始などの繁忙期と重なり負担感を感じたとの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた割合(8.5%)は、昨年(10.6%)より減少してはいますが、今後とも、決算期末、株主総会(総代会)や年末・年始の時期などに検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

### ◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 3.3%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

「3」と「4」を合わせた割合(3.3%)は、昨年(3.1%)とほぼ同様の水準ですが、今後とも、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

## 自由記載欄における意見について

### ◇ 自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・ 金融検査評価制度は、各リスクカテゴリーにおける客観的な評価を示すもので、自社態勢の強化すべき点、求められるレベル感を把握する上で有益なものと認識。
- ・ 主任検査官と役員、担当検査官と各部門、階層に応じたコミュニケーションを通じて双方向の議論が図れた。
- ・ 金融円滑化管理態勢の検証に際しては、円滑化への取組事例を評価いただき今後の励みにもなった。今後ともこういった取組みをお願いしたい。
- ・ 「金融検査マニュアルに関するよくある質問(FAQ)」や「金融検査指摘事例集」は、内部管理態勢の強化等を図るために有効であることから、今後も更なる充実をお願いする。

## アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果は、項目全体として、「1(理解しやすい)」とする割合が 68.5%(昨年 83.8%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が 29.3%(同 14.9%)となり、「1(理解しやすい)」とする割合は、昨年より相当程度減少しました。これは、昨年は、中小企業金融円滑化法の実施状況等に絞った検査に係る通知が多く、理解しやすいと回答が多かったことなども影響したものと考えています。

ただし、「1(理解しやすい)」と「2(概ね理解しやすい)」を合わせた割合は 97.8%(同 98.7%)と、昨年とほぼ同様の水準であり、また、97%を超えていることを勘案すると、検査結果通知については、全体としてはほぼ適切に行われたものと考えています。

## 終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

( 以 上 )

お問い合わせ先  
金融庁検査局総務課指導総括係  
Tel:03-3506-6000(内線 2300、2583)